

地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則の一部改正について

1 改正の趣旨

長年、神奈川県庁で勤務し、優れた能力、実績等を備え、法人の求める職と合致する定年退職者を受け入れることで、機構の体制強化を図るとともに、ノウハウを継承していくことを目的に改正を行う。

2 改正の内容

附則に、神奈川県庁を定年退職した者（定年退職日以前に退職した者のうち、25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日の間にある者（その者がその者を雇用しようとする職に係る定年に達していないときを除く。）を含む。）で、理事長が認める者については、第3条第1項に規定する再雇用職員とみなして、雇用することができるものとして定める。

3 施行期日

令和2年3月〇日

新旧対照表

○ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則

新	旧
<p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規則は、令和2年3月〇日から施行する。</u></p> <p><u>2 神奈川県庁を定年退職した者（定年退職日以前に退職した者のうち、25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日の間にある者（その者がその者を雇用しようとする職に係る定年に達していないときを除く。）を含む。）で、理事長が認める者については、第3条第1項に規定する再雇用職員とみなして、雇用することができるものとする。</u></p>	